

## 禅林寺墓地使用規則

### (目的・適用)

第1条 本規則は、宗教法人禅林寺の設置する墓地（以下墓地という）の管理・使用が、適正に行われることを目的として制定され、墓地の管理・使用は、本規則の定めるところによるものとする。

### (管理者)

第2条 墓地の管理者及び使用を許可する者は、宗教法人禅林寺の代表役員（住職）とする。

### (管理者の権限)

第3条 管理者は、本規則に定めるところに従って墓地を管理し、本規則の細則を定めることが出来る。

### (墓地の構造と種類)

第4条 構造は複数階層とし、種類は・普通墓地 ・合祀墓地とする。

### (普通墓地の使用者の承認)

第5条 墓地の使用者は、宗教法人禅林寺の檀徒または信徒（法人規則第3号宗教法人禅林寺規則に基づくもの、以下同じ）に限るものとする。ただし当法人との特別の関係にある者で、住職が相当と認めるときは、その使用を承認することが出来る。

2 墓地を使用しようとする者は、別に定める「墓地使用申込書」を作成し住職に申し込みし、住職が許可し、志納金、入壇料、管理費、護持会費を納入し使用許可証を受け、墓籍簿に登録したときに墓地使用者となるものとする。

### (普通墓地使用者の義務)

第6条 墓地使用者は、下の各号に定めるところに従って、墓地を使用するものとする。

・墓地に遺骨を埋蔵しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋、火葬許可証等を提出し、管理者の許可を受けるものとする。

なお法令に基づき死体の埋葬は出来ません。また人骨以外の納骨も出来ません

・墓地使用者は、管理者の指定した区画、空間を使用し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全にあたるものとする。

・墓地上の工作物については、その設置前に管理者の承認を受けるものとする

・墓地使用者は、別に定めるところにより毎年管理費、護持会費を管理者に納入するものとする。

・墓地使用者は、護持会・典令（法要儀式）に積極的に参加し、追善を行うものとする。

(普通墓地工事の施行・届出)

第7条

墓碑建設、その他の工事を行うときは事前に届け出て管理者の承諾を受けるものとする。

なお工事の施行は、禅林寺指定店以外の石材店では出来ません。

(違反行為による普通墓地使用の取消)

第8条

普通墓地使用者が下の一に該当するときは、管理者は、なんらの催告を要せず、墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことが出来る。

- ・曹洞宗の典令、法要、儀式、および慣行を無視しまたは妨げたとき。
- ・管理者の許可を得ずに境内または墓地内で、他宗教、他宗派の典令、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
- ・墓地使用者が禅林寺の檀信徒、護持会員でなくなったとき。
- ・第9条2項に違反したとき。

2 墓地使用者に下の一に該当する事由のあるときは、管理者は相当の期間内に改善することを命ずるものとする。この場合において、墓地使用者が管理者の命令に従わないときは、管理者は墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことが出来る。

- ・使用墓地を墓地以外の目的に使用すること。
- ・正当の事由なく3年以上墓地に参詣しないこと。
- ・2年以上の墓地管理費の納入を怠ること。
- ・墓碑その他の工作物が、倒壊、破損その他修繕を要する状態であるとき。

3 前各項により墓地の使用許可を取消したときは、合祀墓地に改葬することができ、他の第三者に使用許可を与えても異議を申し立てることは出来ない。

(普通墓地使用の承継)

第9条

墓地使用者が死亡したときは、祖先の祭祀を主宰すべきものがその地位を承継するものとする。

これに関する手続きについては、別に定めるところによるものとする。

2 墓地使用者は、墓地を第三者に譲渡または転貸することはできない。

3 墓地使用者が墓地使用者の地位をその親族に承継せしめる必要が生じたときは、その事由を付し管理者の承認を求めるものとする。

(合祀墓地)

第10条

有縁、無縁の先祖を祭祀する、合祀墓地を設ける。

(管理権に基づく措置)

第11条 墓地管理者が、墓地につき公用収用の必要のためまたは墓地の整備その他の必要のため墓地使用者に対し墓地の改葬を求めたときは、墓地の使用者はその求めを拒んではならない。

2 本規則第6条により墓地使用許可が取り消されたときは、墓地使用者はただちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理者に返還するものとする。

3 普通墓地使用者が墓地使用許可の取り消し後2年以内に前項の手続きを完了しないときは、管理者は別に定める改葬の手続きをとることが出来るものとする。

(書式)

第12条 本規則第5条2項の墓地使用申込書の様式は、別紙一のとおりとする。

2 同項の墓籍簿の様式は、別紙二のとおりとする。

3 同9条の墓地承継に関する手続きは、管理者の定めるところによる。

4 同11条3項の改葬に関する手続きについては、法令、慣行に基づき、管理者が定めるところによる。

5 前各条に定めない事項については、法令、慣行に基づきその都度管理者が定める。

(付則)

第13条 本規則の改正は、責任役員会の承認決議により効力を生ずるものとする。

第14条 本規則の施行は、平成5年7月20日とする。

本規則の施行前の墓地使用者は、本規則の施行の日から1年以内に、本規則第5条2項の書面を提出するものとする。

## 参 考

### 墓地改葬に至るまでの経緯

墓地の形態も時代により様変わりしている、墓地、埋葬等に関する法律の目的である「国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から・・・」の目的に照らし合わせ、なおかつ次のような檀信徒等からの要望に少しでも近づけるよう、改葬することとした

- ・従来の墓地は、土葬中心の時代に出来た墓地で檀信徒のなかには、1軒で10数基使用している方もあり、墓をまとめた。
- ・新たに檀信徒となったが、身近な所に使用できる墓地がなく、墓参に便利などでの墓地を使用したい。
- ・24世住職は、禅林寺全体の財産管理の観点から、寺財産である土地を墓地のみに使用してしまうことは、将来の寺運営で問題を残すという財産管理上の理由から墓地を増やさなかった。・正しい区画がない、地盤が弱くまた低く水はけも悪く、傾いた墓石もあり危険な上、公衆衛生上も必ずしも満足出来る状態ではなくなった。
- ・人口の減少、核家族化、遠隔地や海外での仕事も多くなり、墓参されない墓や無縁墓地もこれからは増加の傾向へ向かうと思われまますので合祀墓地も造ることに決めました。無縁墓地を増やさないために、「両家墓地」等も改葬の際ご検討ください。

以上の問題を出来るだけ満足して、限られた土地を利用し出来るだけ多くの区画を造りしかも現在造られている一般的な墓地造築が可能な1区画の面積を求めました。区画決定には数軒の石材店のご意見と市内外の10数ヶ所の墓地を参考にさせていただき、平成5年7月11日および平成5年7月18日に行った責任役員会および役員会約20名により決議された。

構造立体複層（当初は平面）、普通墓地、合祀墓地、東西向き背中合わせ（従来墓地と同じ）なお、墓については経典には何の指示も規定もありません、お墓を造る時期、お墓の形、お墓の向き等に係わる迷信がありますが、科学的、仏教的な根拠のないものに惑わされないよう正しい仏教の知識を持ちたいものです。

最近、墓相学などといって「学」を前に出した色々な考え方がありますが、これらも全く仏教的な根拠はありません。

お墓について最も肝心なこと、お墓の機能が最も発揮されるのは、「お参り」することとお参りしやすいことです。

埋葬・・・法律では、「死体を土中に葬ること」＝土葬のこと

埋蔵・・・法律では、いったん火葬にした骨（焼骨）をお墓に納めること

## 禅林寺墓地使用細則

### (目的・適用)

第1条 本細則は、宗教法人禅林寺墓地使用規則第3条により定め、禅林寺墓地（以下墓地という）の管理・運営を適正かつ明確にするために定める。

### (墓地の使用者の承認)

第2条 禅林寺墓地は、境内墓地であり宗教法人禅林寺の宗教活動の財産です。従って墓地を使用できる方は、原則として禅林寺の檀信徒に限るものとする。

### (志納金)

第3条 志納金は、入檀料の意味を含んだ禅林寺への賛助金です。（寄附金と同様）禅林寺墓地も宗教上の財産として、寺運営の一部であって寺運営のための志納金を収めていただきます。

$$\text{志納金} = 100 \text{万円} - (\text{本堂再建寄付額} + \text{寺葬寄付額} + \text{晋山式寄付額}) \times 0.2$$

なお100万円の額は諸般の事情により変更する場合がある。

- ・合祀墓地使用の志納金の額は、すでに墓地を使用されていて返納される方は無料、新規に墓地を使用される方は30万円とし変更される場合がある。
- ・合祀墓地の管理費・護持会費は無料とする。

### (普通墓地使用者の義務)

第4条 墓地使用者は、下の各号に定めるところに従って、墓地を使用するものとする。

- ・墓地に遺骨を埋蔵しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、墓地、埋葬等に関する法律第14条により火葬許可証、改葬許可証を提出し受理された後でなければ、焼骨の埋蔵ができない。
- ・墓地使用者は、管理者の指定した区画、および通路より高さ2m30cm以内の空間を使用し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全にあたるものとする
- ・墓地上の工作物については、その設置前に管理者の承認を受けるものとする
- ・管理費は、禅林寺一般会計に入れ、寺運営費、墓地の墓籍簿等の事務管理費光熱水費等墓地管理にかかる費用にあてる。

管理費の額は、1区画5,000円とし多区画使用している方は2区画以降1区画毎に3,000円増しとする。管理費は、物価の変動により変更することが有る。

- ・墓地内の竹、木生垣および植樹は、出来ません。

### (合祀墓地の納骨)

第5条 ・基本的に一家の直系家族のみ、無縁の親族等は住職との相談により許可する

(檀信徒としての義務)

- 第6条
- ・大般若、施食会、永代経の法要、臨時法要、および行持に参加する。
  - ・禅林寺檀信徒護持会に入会する。

以上禅林寺運営に積極的に協力する。

護持会費は、年額5,000円とし護持会決議により変更する事がある。

檀信徒としての義務を怠ったときは、管理者は墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことが出来る。

(墓地使用の承継)

- 第7条
- 墓地使用者が死亡したときは、祖先の祭祀を主宰すべき1人がその地位を承継出来る。承継手数料は5,000円とする。

(志納金等の還付)

- 第8条
- 管理者の責任よるもの以外、既納の志納金等は、還付しません。なお還付する志納金等は、既納された額以内です。

(細則に定めのない事項)

- 第9条
- 前各条に定めのない事項については、法律の定めによるほか、その都度管理者が決める。

(付則)

- 第10条
- 本細則の改正は、責任役員会の承認決議により効力を生ずるものとする。

- 第11条
- 本細則の施行は、平成5年7月20日とする。